

社債管理の在り方等に関する検討

第1 社債管理に関する規律

(前注1) 社債管理者の設置に関する現行法の規律

会社は、社債を発行する場合には、原則として、社債管理者を定め、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託しなければならないものとされている（会社法第702条本文）。

これに対し、各社債の金額が1億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合は、社債管理者を設置することを要しないとされており（会社法第702条ただし書）、会社法施行規則第169条において、ある種類の社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低額で除して得た数が50を下回る場合は、社債管理者を設置することを要しないとされている。

社債管理者を設置することを要しない場合において、任意に社債管理者が設置されたときは、設置された社債管理者は、設置義務に基づいて設置された社債管理者と同様の権限（別紙1）を有し、資格制限（会社法第703条）を受け、義務及び責任（同法第704条、第710条）を負担するとされている（橋本262頁）。

(前注2) 社債管理者の設置に関する現状と問題点

日本証券業協会の調査によると、平成26年度に発行された社債439銘柄のうち、社債管理者が設置されている社債は、85銘柄（20%）にとどまり、残りの354銘柄（80%）は、社債管理者の設置義務の例外規定を利用し、社債管理者を設置しないで発行されている（なお、社債管理者を設置しないで発行されている社債のうち、いわゆる財務代理人（FA）が設置されているFA債が327銘柄、社債管理者も財務代理人も設置されていない不設置債が27銘柄となっている。）。

このように、実務上、社債管理者が余り利用されていない理由については、発行会社にとって、社債管理者の利用がもたらすメリットに比べ社債管理手数料が割高であると感じられることにあると指摘されている（野村95頁）。

これに対し、日本証券業協会に設置された社債市場の活性化に関する懇談会では、社債管理者のなり手である銀行から、利益相反のおそれのある取引の管理及び破綻時の対応等に関するリスク及びコストを考慮すると、銀行が社債管理者に就任する経済的合理性は乏しいとの指摘がされており、これを解決するためには、社債管理者の権限、義務及び責任を明確化することによって、社債管理者を受託するに当たってのリスク及びリターンを定量化して判断すること

ができるような環境整備が必要であるとの指摘がされている。

(前注3) 検討の順序

社債管理者が余り利用されていない現状を踏まえ、日本証券業協会からは、後述のとおり、主に社債管理者の設置義務がない場合における社債管理の在り方について要望が出されている。そこで、以下では、まず、社債管理者の設置義務がない場合における社債管理の在り方の見直しについて検討し（第1の1（注1）（注3））、その中で、必要に応じて、現行の社債管理者に関する規律の見直しの要否及び見直すとした場合における見直しの方向性（第1の1（注1）（注3））を検討した上、最後に社債管理者の設置義務の範囲（第1の2）について検討を進める。

(前注4) 担保付社債信託法による受託会社に関する規律

仮に現行の社債管理者に関する規律を見直す場合には、担保付社債信託法による受託会社に関する規律についても同様の見直しをすることとする。

1 社債管理者の設置義務がない場合における社債管理の在り方の見直し等

社債管理者を設置することを要しない社債（会社法第702条ただし書、会社法施行規則第169条）の管理の在り方について、どのように考えるか。

（注1）社債管理者の設置義務がない場合における社債管理を担う者にその必要な権限等を認めるための規律の在り方については、①現行の社債管理者制度とは別の制度を設ける方法、②社債管理者の設置義務がない場合において、契約で排除することができないとされている社債管理者の法定権限の一部を社債管理委託契約の定めにより排除することを認める方法等が考えられるが、これについて、どのように考えるか。

（注2）（注1）の議論を踏まえ、現行の社債管理者の法定権限に関する規律の見直しの要否及び見直すとした場合における見直しの方向性について、どのように考えるか。

（注3）社債管理者の設置義務がない場合に一定の権限を認められた社債管理を担う者が負うべき義務及び責任等について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 現行法下における取組

社債市場の活性化に関する懇談会は、我が国で発行される社債の多くが社債管理者不設置債となっている現状を踏まえ、発行会社の財務内容等のモニタリングや、デフォルト後の債権保全及び回収に関して社債権者をサポートする業務の担い手が必要であるとの認識の下、現行法を前提として契約により「社債管理人制度」を創設することを提言し、その運用の準備を進めている（神作＝日証協143頁（2015））。

「社債管理人」が担う業務は、善管注意義務の範囲をできる限り限定する観点から、別紙2①から⑤までのとおりとされている。このうち、③については、東

京地判平成25年1月28日判時2189号78頁、その控訴審である東京高判平成26年1月30日判例体系が、ソブリン・サムライ債（外国、国際機関又は政府系機関等が日本法を準拠法として日本市場において円建てにより発行する債券）の債券管理会社に社債権者の明示的な受益の意思表示が認められないと判断していること（現在上告中であり、平成28年4月21日に口頭弁論期日が指定されている。）や、代理制度における顧名の問題（「社債管理人」は本人となる社債権者を把握していないこと）を踏まえると、現行法の下では、「社債管理人」が総社債権者を代理して債権届出を行うことは困難であると指摘されている（神作=日証協145頁）。また、④については、「社債管理人」が弁護士又は弁護士法人以外の場合には、社債管理人が裁判上の行為をすることは、弁護士法第72条及び非訟事件手続法第22条に抵触する可能性があるため、困難であると指摘されている（神作=日証協146頁）。

2 日本証券業協会からの要望

(1) 要望の内容

日本証券業協会は、「社債管理人」について上記のとおり指摘されていること等を踏まえ、社債管理者の設置義務がない場合における社債管理を担う者について、「社債管理人」の権限を拡充し、社債の「デフォルト」後の管理業務として、以下の①から④までの権限を認める立法的措置を講じることを要望している。

【社債のデフォルト後の業務】

- ① 総社債権者のために債権届出を行う権限（別紙2③の権限に対応）
- ② 社債権者集会を招集する権限（別紙2④の権限に対応。なお、会社法第732条により、社債権者集会の招集者は、当該決議があった日から1週間以内に、裁判所に対し、当該決議の認可の申立てをしなければならない。）
- ③ 元本等の債務不履行の際の訴訟追行等を行う権限
- ④ 総社債権者のために債権届出を行った場合の弁済金の受領及び分配等をする権限

(2) 社債管理者の権限との関係

上記①③及び④の権限は、会社法第705条第1項に規定する権限（別紙1①の社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限）に対応しており、上記②の権限は、同法第717条第2項に規定する権限（別紙1⑤の社債権者集会を招集する権限。なお、同法第732条により、社債権者集会の招集者は、当該決議があった日から1週間以内に、裁判所に対し、当該決議の認可の申立てをしなければならない。）に対応しているものと考えられる。

もっとも、会社法第705条第1項及び第717条第2項は、社債の「デフォルト」の前後にかかわらず認められている権限であるところ、本要望では、

社債管理者の設置義務がない場合における社債管理を担う者に必要とされる権限及び義務について、「社債の期中業務」と「社債のデフォルト後の業務」とが区別されている。

3 社債管理者の設置義務がない場合における社債管理を担う者に一定の権限を認めるための規律の在り方

社債管理者の設置義務がない場合における社債管理を担う者に一定の権限を認めることを可能とする方法としては、①現行の社債管理者制度とは別の制度を設ける方法が考えられる。これに対し、現行の社債管理制度と整合的な方法として、社債管理者の設置義務がない場合において、②契約で排除することができないとされている社債管理者の法定権限の一部を社債管理委託契約の定めにより排除することを認める方法が考えられる。また、第1回研究会において、③社債管理委託契約の定めによって、社債の管理を授権された者に、社債管理者の法定権限のうち一定の権限を与えることを可能にする（例えば、保全行為のうちの一定の行為の効果が社債権者に及ぶような形で第三者に委任することができるようにする）方法も提案された（第1回議事要旨3頁）。

そこで、社債管理者の設置義務がない場合における社債管理を担う者に与えるべき一定の権限を認めるための規律の在り方（②の方法による場合は、社債管理委託契約の定めにより排除することを認める権限も含む。）について、どのように考えるか。

4 現行の社債管理者の法定権限に関する規律の見直し

上記1から3までの議論を踏まえ、契約で排除することができないとされている社債管理者の法定権限に関する規律の見直しの要否及び見直すとした場合における見直しの方向性について、どのように考えるか。例えば、契約で排除することができない社債管理者の法定権限を別紙1①及び⑤の権限に限定することが考えられるが、これについて、どのように考えるか。

5 社債管理者の設置義務がない場合に一定の権限を認められた社債管理を担う者が負うべき義務及び責任等

(1) 義務及び責任

社債管理者は、抽象的な義務として、社債権者に対して、公平義務（会社法第704条第1項）、誠実義務（同法第704条第1項）及び善管注意義務（同法第704条第2項）を負い、これらの義務は法定権限の行使に限らず、約定権限の行使についても課せられ（コンメ（16）138頁〔藤田友敬〕、相澤193頁），これらの義務に違反した場合には、同法第710条の損害賠償責任を負うこととなる（コンメ（16）167頁、170頁〔田澤元章〕）。

そこで、社債管理者の設置義務がない場合における社債管理を担う者に一定の権限を認めるに当たり、当該社債管理を担う者が、公平義務、誠実義務及び善管注意義務を負い、これらの義務に違反した場合には、同法第710条の損害賠償責任を負うとすることでよいか。

なお、社債市場の活性化に関する懇談会では、社債管理者のなり手である銀

行から、善管注意義務の具体的な内容が必ずしも明確ではないことから、その責任範囲を極めて広く考えて業務を行わざるを得ない状況にあるとの指摘や、公平誠実義務の具体的な内容が必ずしも明確とはいうことができず、利益相反行為に関する損害賠償責任（会社法第710条第2項）の範囲について必ずしも明確ではないとの指摘がされていた。

そこで、これらの指摘を踏まえ、当該社債管理を担う者が、会社法第710条の損害賠償責任を負うとする場合には、同条の規律の見直しの要否及びその方向性について、どのように考えるか。

(2) 辞任

社債の発行者と社債管理者との間の社債管理委託契約は、委任契約であるため、民法第651条第1項によれば、社債管理者は、いつでも当該契約を解除して辞任することができることとなるが、会社法第711条は、社債管理者の有無が社債権者に及ぼす影響が大きいとして、社債管理者の辞任を制限している。そこで、社債管理者の設置義務がない場合における社債管理を担う者に一定の権限を認めるに当たり、同法第711条の規律を及ぼすことによいか。

(3) 報酬

社債管理者の設置義務がない場合における社債管理を担う者に一定の権限を認めるに当たり、社債管理者の報酬等に関する会社法第741条の規律を及ぼすことによいか。

(4) 資格要件

社債管理者の設置義務がない場合における社債管理を担う者に一定の権限を認めるに当たり、その資格要件については、社債管理者と同様（会社法第703条、会社法施行規則第170条）とすることによいか。なお、「社債管理人」の扱い手については、社債管理者の資格がある銀行、信託会社等のほか、弁護士及び弁護士法人が適切であるとされている（神作＝日証協147頁）。

2 社債管理者の設置義務の見直し

社債管理者の設置義務の例外の範囲について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 社債管理者の設置義務の意義

社債管理者の設置義務は、平成5年商法改正によって導入されたものである（平成5年商法改正当時の社債管理者の名称は「社債管理会社」であり、会社法制定時にその名称が「社債管理者」に変更された。）ところ、立案担当者は、その理由について、「社債については、①多数の社債権者が存在し、②個々の社債権者では権利保全を十分にできないような状況にあることなどに照らすと、社債権者保護の目的を達成するためには、改正前の社債発行限度額規制に代えて、さらに実効性かつ合理性のある規制として純粋に社債権者保護の役割を果たす社債管理会社の設置を原則的に強制する必要があり、また、その設置を社債の発行

により巨額の資金調達の便宜を得ることができる発行会社に委ねる必要があるからである。」と説明している（吉戒266頁）。

この立案担当者の説明のほか、社債管理者の設置義務を認めることの意義については、①発行会社が社債元利金の支払を怠り、又は支払を停止した場合には、社債権者が適切な手段を講ずることは事実上困難であること、②請求による期限の利益喪失条項が定められている場合には、期限の利益を喪失させるかどうかの判断を、社債権者集会の決議に委ねるのは適切でないこと、③発行会社の業務及び財産の状況を調査する必要がある場合には、個々の社債権者がそれを行うのは不適当であると考えられること、④危険な社債については、社債の管理を引受けないことにより、その発行を阻止することができるこの4点が指摘されており、さらに、社債管理者の設置義務を基礎付ける新たな視点として、①株主平等原則に対応する社債権者平等原則が存在しないことに起因する弊害を緩和ないし除去する役割（具体的には、社債管理者の設置を義務付け、それに公平義務を課すことによって、少なくとも同一の社債又は共通の社債管理者を持つ社債権者間では、事実上平等が図られる結果になると考えられる。）及び②株主と異なり経営参与権が与えられていない社債権者の利益を擁護する役割（具体的には、財務制限条項違反等が生じた際に、社債権者の利益を代弁し、株主によって選任された発行会社の取締役等と交渉することなどが考えられる。）が指摘されている（神作189頁）。

なお、社債管理者の設置義務については、社債管理者の有無が市場原理の下で発行条件に反映され、投資家がこれを踏まえて投資判断を行うべきであるとして、これに反対する見解がある（龍田節336頁、野村96頁、藤田社債の管理342頁）。

2 社債管理者の設置義務の例外の範囲

社債管理者の設置義務の例外を認めた理由について、立案担当者は、「例外とされる場合の社債は、①機関投資家向けの社債（社債の最低券面額が1億円以上の社債を引き受けることができる資金力を有しているのは、機関投資家であろう。）か、または、②私募に該当する社債（発行口数が50口未満の社債であるということは、社債権者も50人未満ということであり、現行の私募の実質を備えている。）であるため、これらの社債の社債権者は、自ら社債の管理の能力を有しているか、発行会社と相対の交渉により必要があれば社債管理会社を設置させることができるか、または社債権者が少数であるので社債権者集会の開催が容易であると考えられることなどから、これらの社債につき社債管理会社の設置を強制するまでもないと考えられたことによる。」と説明している（吉戒270頁）。

このような社債管理者の設置義務の例外の範囲については、これを見直すべきであるとの要望があるが、これについて、どのように考えるか。

第2 社債権者集会に関する規律

1 社債権者集会の決議の裁判所による認可

社債権者集会の決議の裁判所による認可を不要とすべきであるという指摘について、どのように考えるか。

(注1) 裁判所による認可を不要とする場合には、会社法第733条各号に該当するときにおける社債権者集会の決議の効力をどのような方法で争わせることとすべきか。

(注2) 裁判所による認可を必要とする場合であっても、社債権者全員の同意があるときは、裁判所の認可なくして社債権者集会の決議の効力が生ずるものとするべきであるという考え方もあり得るが、このような考え方について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 社債権者集会の決議は、裁判所の認可によってその効力を生じ（会社法第734条第1項）、その種類の社債を有する全ての社債権者に対してその効力を有する（同法第734条第2項）。そして、裁判所は、①社債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は同法第676条の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項に違反するとき、②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき、③決議が著しく不公正であるとき、④決議が社債権者の一般の利益に反するときのいずれかに該当する場合には、社債権者集会の決議の認可をすることができない（同法第733条）。社債は通常公衆に対して発行されるところ、社債権者集会の決議が支払の猶予及び債権の一部放棄など社債権者に譲歩を強いる内容であることが多いため、裁判所の強い後見的機能により社債権者を保護することが期待され、裁判所の許可が決議の効力発生要件とされている（江頭818頁、前田669頁）。

2 このような現行法の規律に対しては、同じ投資家であっても、なぜ株主の場合は異なり、社債権者の場合には、裁判所が常に決議内容について後見的保護を加える必要があるのか等の疑問が呈されており（藤田社債権者集会239頁）、社債権者集会の決議の裁判所による認可を不要とすべきであるという指摘（第1回議事要旨3頁）があるが、これについて、どのように考えるか。

また、裁判所による認可を不要とする場合には、会社法第733条各号に該当するときにおける社債権者集会の決議の効力をどのような方法で争わせることとすべきか。例えば、株主総会等の決議の不存在の確認の訴え（同法第830条第1項）、無効の確認の訴え（同条第2項）及び取消しの訴え（同法第831条）に倣って社債権者集会の決議の不存在の確認の訴え、無効の確認の訴え及び取消しの訴えの規定を設けることとすることが考えられる。

3 仮に、裁判所による認可を必要とする場合であっても、社債権者全員の同意があるときは、多数決の濫用の場面ではないところ、手続的なコストの削減や社債権者集会の決議の迅速な執行等の見地から、裁判所の認可なくして社債権者集会の決議の効力が生じるとすることが考えられるが、このような考え方について、どのように考えるか。

2 社債権者集会の招集手続及び決議の省略

社債権者全員の同意がある場合には、社債権者集会の招集手続及び決議を省略することができるという規定を設けることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

社債権者集会に関し、株主の全員の同意があるときの株主総会の招集手続の省略（会社法第300条）及び株主総会の決議の省略（同法第319条）に相当する規定はない。

株主総会の招集手続についての規律は、株主保護の観点から設けられているところ、株主総会の招集手続については、議決権行使することができる株主の全員が同意している場合には、その省略を認めて問題はないと考えられ、省略が認められた（始関22頁）。また、株主総会の決議についても、株主総会の目的である事項につき議決権行使することができる株主の全員が当該事項に賛成している場合には、その省略を認めて問題なく、省略を認めることが合理的であると考えられ、省略が認められた（始関26頁）。

社債権者集会に關しても、株主総会の場合と同様に、その招集手続及び決議の省略について社債権者全員の同意がある場合には、社債権者集会の招集手続を省略し、又はその決議を省略することを認めて問題がなく、省略を認めることが合理的であるとも考えられる。そこで、社債権者全員の同意がある場合には、社債権者集会の招集手續及び決議を省略することができるという規定を設けることが考えられるが、このような考え方について、どのように考えるか。

3 債権者異議手続における社債権者の異議申述権の個別行使

資本金等の額の減少、組織変更、会社分割、合併等（以下「組織再編等」という。）の債権者異議手続において、社債権者が異議を述べるための要件としての社債権者集会の決議を不要とし、社債権者の異議申述権の個別行使を認めるべきであるという指摘について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 現行法の規律

会社法上、組織再編等に際して、会社債権者には、異議申述権が認められている。すなわち、会社は、所定の事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には個別催告をしなければならない（ただし、会社が公告を官報のほか定款に定めた日刊新聞紙又は電子公告でするべきときは、個別催告を要しない。）。そして、会社債権者が一定期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織再編等について承認をしたものとみなされる。これに対し、会社債権者が一定期間内に異議を述べたときは、会社は、当該組織再編等をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、弁済をするか、担保の提供をするか、又は当該債権者に

弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない（同法第449条等）。

社債権者は、会社債権者であるところ、記名社債の社債権者については、「知れている債権者」として個別催告を受けることとなるが、無記名社債の社債権者及び振替社債の社債権者（以下「無記名社債権者等」という。）については、通常会社が知ることができないため、公告がされるのみとなる。もっとも、会社法は、社債管理者がある場合にあっては、「知っている債権者」に当該社債管理者を含めている（同法第740条第3項）ため、無記名社債権者等についても、社債管理者が設置されている場合には、社債管理者が個別催告を受けることとなる。

会社法は、社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならぬとしており（同法第740条第1項前段），各社債権者による異議申述権の個別行使は禁止されている（なお、社債権者集会決議により社債権者が異議を述べる場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べる期間を伸長することができる（同項後段）。また、社債管理者は、社債管理委託契約に別段の定めがある場合を除き、社債権者のために異議を述べることができる（同条第2項）。

このように社債権者集会の決議が異議を述べるための要件とされている理由としては、①社債が公衆に対する起債である点で集団性を有しており、その集団的かつ画一的な取扱いが要請されること、②社債権者が異議を述べたときは、会社において弁済等をすることとなるが、社債の償還は集団的かつ画一的にされるべきものであるため、この場合にのみ個別の償還を認めることは適切でないこと、③会社が社債権者を害するおそれがないとして弁済等をしない（会社法第449条第5項ただし書）ときも、このおそれがあるかどうかは、全ての社債権者について同一に判断されるべきものであること等が挙げられている（原田93頁）。

2 社債権者の異議申述権の個別行使

実務上、社債管理者が余り利用されておらず、公募債のほとんどが無記名社債であると指摘されているところ、無記名社債権者に対しては、個別催告がなされないだけでなく、社債権者集会の招集通知が送付されない（会社法第720条第1項）ことから、社債権者の異議申述に社債権者集会の決議を要求すれば、社債権者が異議を述べることが事実上困難となると考えられる。

また、社債管理者が設置されている場合であっても、実務上、その異議申述権は、社債管理委託契約により排除されることがほとんどであると指摘されている。この場合には、社債管理者は、個別催告受領後、社債権者集会を開催すべきか否かにつき善管注意義務をもって判断すべきこととなるものの、異議を述べることについて社債権者集会の決議が得られなければ、異議を述べることを望む社債権者は、異議申述の機会を閉ざされ、当該組織再編等を承認したものとみなされることとなる。このほか、会社分割においては、債権者異議手続の対象となる分割会社の債権者が、会社分割に関し、異議を述べができる旨の個別催告を受けなかった場合には、当該債権者は、吸收分割契約又は新設分割計画において債

務の履行を請求することができないとされている分割当事会社に対しても、一定の価額を限度として債務の履行を請求できるとされている（会社法第759条第2項、第3項等）が、個別催告を社債管理者が受領している以上、このような規定による保護の余地もないこととなることが指摘されている（森178頁）。

また、仮に、社債権者の異議申述権の個別行使を認めたとしても、発行会社は、同一回の社債全体が当該組織再編等により不利益を受けるかどうかを判断することとなるから、発行会社は、最初の異議に応じて社債全体について判断し必要な措置をとればよく、実質的には、それ以降の異議に個別に応じる必要はないという考え方もある（森193頁）。

そこで、組織再編等の債権者異議手続において、社債権者が異議を述べるための要件としての社債権者集会の決議を不要とし、社債権者の異議申述権の個別行使を認めるべきであるという指摘があるが、これについて、どのように考えるか。

3 社債管理者の異議申述権との関係

仮に、組織再編等の債権者異議手続において、社債権者が異議を述べるための要件としての社債権者集会の決議を不要とし、社債権者の異議申述権の個別行使を認めた場合には、社債管理者の異議申述権との関係が問題となる。これについては、社債管理者及び社債権者がそれぞれ個別に異議を述べることができるとする考え方があり得るが、このほか、発行会社が、社債管理者による異議と社債権者による個別の異議とを比較し、コストが低いと判断する方法を任意に選択することができるよう、社債管理者が約定により異議申述権を有していないときに、社債権者が個別に異議を述べることを認めるべきという考え方もある（森197頁）。そこで、社債権者の異議申述権の個別行使を認めた場合における社債管理者の異議申述権との関係について、どのように考えるか。

4 社債権者集会の決議による社債の元本減免

社債権者集会の特別決議による社債の元本減免ができるることを明らかにすることで、どうか。

（注）社債権者集会の決議による社債の元本減免ができるとする場合には、社債管理委託契約中にその旨の記載を求めるべきか。

（補足説明）

社債権者集会決議による社債の元本減免については、会社法上、社債の元本減免についての明示の規定が設けられておらず、その可否が文言上必ずしも明らかではなかったところ、平成22年に通信事業者の社債が債務不履行になった事案等において、社債の処理が可能であれば私的整理（事業再生ADR）による事業再生の可能性があるものの、社債権者集会決議による社債の元本減免の可否が明らかでないことから、法的整理への移行を選択せざるを得なくなったという問題が指摘されていた。これについては、平成24年9月、同法第706条第1項第1号の「和解」の内容として、社債の元本の減免及び社債権の株式への変更が可能であるとの見解

が示され（江頭社債権者集会），同見解が支配的となっている（事業再生）。

以上のような状況に対しては，「和解」の内容としなくとも，社債権者集会の決議による社債の元本減免ができるることを明らかにする立法的措置を講じるべきとの指摘がある。そこで，社債権者集会の特別決議による社債の元本減免ができるることを明らかにすることで，どうか。また，その場合には，社債管理委託契約の中に，社債権者集会の決議があれば社債の元本減免ができる旨の規定があることを要するとすべきかどうかについて，どのように考えるか。

別紙1

社債管理者の法定権限

- ① 社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限（会社法第705条第1項）
- ② 社債権者集会の決議により、当該社債の全部についてするその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（③に掲げる行為を除く。）をする権限（会社法第706条第1項第1号）
- ③ 社債権者集会の決議により、当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（①の行為を除く。）をする権限（会社法第706条第1項第2号）
- ④ その管理の委託を受けた社債につき、①の行為並びに②及び③に掲げる行為をするために必要があるときに、裁判所の許可を得て、社債発行会社の業務及び財産の状況を調査する権限（会社法第705条第4項、第706条第4項）
- ⑤ 社債権者集会を招集する権限（会社法第717条第2項）
- ⑥ 社債管理者の代表者若しくは代理人を社債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べる権限（会社法第729条第1項）
- ⑦ 社債権者集会の議事録の閲覧又は贋写を請求する権限（会社法第731条第3項）
- ⑧ 社債権者のために、資本金等の額の減少、組織変更、会社分割、合併等につき異議を述べる権限（会社法第740条第2項、第3項）
- ⑨ 社債管理者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額につき、裁判所の許可を得て、社債発行会社の負担とする権限（会社法第741条第1項、第3項）
- ⑩ 社債を発行した会社が社債権者に対してした弁済、社債権者との間でした和解その他の社債権者に対してし、又は社債権者との間でした行為が著しく不公正であるときに、訴えをもって当該行為の取消しを請求する権限（会社法第865条第1項）
- ⑪ 社債管理者の解任についての裁判において、陳述をする権限（会社法第870条第1項第2号）

別紙2

社債管理人の業務

【社債の期中業務】

① 社債要項等の備置等

社債要項及び社債管理人業務委託契約書の備置及び社債権者への閲覧の提供

② 発行会社からの通知等の受領及び社債権者への通知

a 社債要項に定める通知事項の受領及び社債権者への通知

- (a) 組織再編の際の社債の取扱い
- (b) 期限の利益喪失事由の発生
- (c) 期限の利益喪失

b 期限の利益喪失事由の発生状況に係る証明書の受領及び確認並びに社債権者への通知

- (a) 発行会社から期限の利益喪失事由の発生状況に係る証明書を定期的に受領及び確認
- (b) 当該証明書に期限の利益の喪失事由が発生している旨が記載されている場合の社債権者への通知

【社債のデフォルト後の業務】

③ 債権の届出

a 発行会社等からの法的手続開始等の通知の社債権者への通知

b 社債権者からの個別委任に基づく債権の届出

④ 社債権者による社債権者集会の招集及び請求のサポート（a 社債権者集会の招集のための意向確認, b 発行会社への社債権者集会招集の請求手続, c 裁判所への社債権者集会招集の許可申請手続, d 社債権者集会の招集手続（社債権者への通知, 会場の手配等）), 社債権者集会決議の裁判所への認可申立手続

⑤ 債権者集会における再生計画又は更生計画に対する議決権行使（社債権者集会が開催され, 社債管理人による債権者集会における議決権行使が決議された場合に限る。）

会社法研究会資料4 参考文献一覧
(太字ゴシック体は略称を示す)

- **橋本**円『社債法』262頁(商事法務, 2015)
- **野村**修也「社債管理の現代化」**ジュリ**1267号94頁(2004)
- **神作**裕之=日本証券業協会企画部「社債権者保護のあり方」商事法務2067号141頁(2015)
- **藤田**友敬「**社債の管理**と法」公社債引受協会編『公社債市場の新展開』336頁(東洋経済新報社1996)
- 江頭憲治郎編『会社法コンメント(16)』(商事法務, 2010)
- **相澤**哲『一問一答 新・会社法』(商事法務, 改訂版, 2009)
- **吉戒**修一『平成五年・六年改正商法』(商事法務, 平8)
- **神作**裕之「社債管理会社の法的地位」鴻古稀『現代企業立法の軌跡と展望』183頁(商事法務研究会, 1995)
- **龍田**節『会社法大要』(有斐閣, 2007)
- **江頭**憲治郎『株式会社法』(有斐閣, 第6版, 2015)
- **前田**庸『会社法入門』(有斐閣, 第12版, 2009)
- **藤田**友敬「**社債権者集会**と多数決による社債の内容の変更」鴻古稀『現代企業立法の軌跡と展望』217頁(商事法務研究会, 平7)
- **森**まどか著『社債権者の保護の法理』(中央経済社, 2009)
- **始閑**正光編著『Q&A 平成14年改正商法』(商事法務, 2003)
- **原田**晃治編『一問一答 平成12年改正商法—会社分割法制—』(商事法務研究会, 2000)
- **江頭**憲治郎「**社債権者集会**による社債の償還金額の減免等」NBL985号1頁(2012)
- **事業再生**関連手続研究会『事業再生関連手続研究会 中間とりまとめ—事業再生局面における社債の元本減免について—』(2013)

以 上